

平成26年 5月26日

## 第62回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第62回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成26年5月15日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第3号  
会議年月日 平成26年5月26日  
会議の場所 遠野浄化センター会議室  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩  
事務局次長 阿部隆宏  
副主幹兼  
農業振興係長 多田清美  
農地係長 村上和男

本日の案件 第62回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午前9時8分

議 長	<p>【開会】 ただいまから総会を進めますが、開会に先立ち遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立をお願いします。 先唱を、25番、白金英子委員をお願いします。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略） 着席願います。</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員数は28名であります。定足数に達しておりますので直ちに第62回遠野市農業委員会総会を開会します。 遅刻の連絡が31番北湯口進委員、26番細川幸男委員、11番菊池敦子委員から欠席の旨の届け出があったので報告します。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 つぎに、事務事業経過報告を、事務局長をして説明いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい、議長。事務事業経過について報告いたします。 （以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>【報告事項】 次に報告事項に入ります。報告第1号、農業委員が関係する事項の議事参与の制限について事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい。議長。報告第1号、農業委員が関係する事項の議事参与の制限についてございます。議案書の1ページでございます。報告第1号につきましては、第61回農業委員会</p>

総会場でその他の事項で農業委員が関係する事項の議事参与の関係でご質問がございました。その制限方法につきまして、関係法令及び他市町村農業委員会制限事例を検討した結果、つぎのとおりとしたので報告するものでございます。まず1番目につきまして、議事参与の制限方法でございます。審議につきましては、提案説明、質疑、採決の順で行うことから質疑におきまして、参与の制限を見直しすることといたします。まずひとつ目といたしまして、提案説明を行います。これは従前のおりでございます。提案内容は、提案は一括で提案をすることといたします。次に質疑でございます。質疑につきましては、農業委員が関係する事項の質疑を最初に行いまして、その間、関係農業委員は退席をしていただきます。その後に質疑が終わったならば、関係農業委員は着席して頂き、次に農業委員が関係しない事項の質疑を行う。これについては、農業委員全委員が質疑を行う。3番目でございますが、採決につきましては一括提案でございましたので、一括採決になります。この場につきましては、関係農業委員は退席をしていただくというものでございます。このような形で見直しをいたしましたので、報告をするところでございます。関係法令につきましては、農業委員会等に関する法律、昭和26年3月31日法律第88号制定でございますが、その中で議事参与の制限、第24条に農業委員会農業委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、議事に参与することができないという事項がございます。これに当てはめるものでございます。農業委員会の制限事例は、花巻市農業委員会、北上市農業委員会ともに部会制でございますけれども、参考にしながらこのようなかたちで報告をするところでございます。花巻市農業委員会につきましては、関係していない事項を最初に質疑し、次に関係している事項を関係委員退席のうえ質疑する。北上市農業委員会につきましては、関係している事項を関係委員退席のうえ質疑し、次に関係していない事項を質疑するということで関係している事項を最初にやるか最後にするかの違いだけでございますけれども、検討した結果、花巻市農業委員会の例を参考にした結果で報告するものでございます。以上でございます。

議長 　　ただいまの報告について、質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）  
なしと言う声ですので、質疑なしと認め質疑を終結します。

議長 　　次に報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分についてを事務局長をして報告いたさせます。

事務局長 　　はい、議長。報告第2号についてご説明いたします。  
（以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略）

議長 　　ただいまの報告について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）  
質疑なしと認め質疑を終結します。

議長 　　次に報告第3号、農地専門委員会に付議した事項について農地専門委員長から報告があります。

農地専門委員長 　　はい、議長。9番昆野です。それでは報告第3号、農地専門委員会に付議した事項について報告いたします。平成26年5月21日に開催しました平成26年度第1回農地専門委員会で協議した内容につきまして、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づき、本総会に報告するものです。協議内容は、遠野市長より求められている遠野農業振興地域整備計画案に係る意見の判断について検討したもので、農地専門委員会としては市長より示された変更計画案は妥当と判断いたしました。以上農地専門委員会の報告といたします。

議長 　　ただいまの報告に関し、質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

	<p>なしとの声がありますので、質疑なしと認め質疑を終結します。農地専門委員のみなさんご苦労様でした。</p> <p><b>【議事日程】</b>  それでは、議案審議に入ります。</p>
議 長	<p><b>【日程第1】</b>  日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。  （「異議なし」の声あり）  異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に27番君崎敬孝委員、28番菊池政實委員、会議書記に、事務局阿部隆宏君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局にいたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。議案総括表について議案書3ページ、4ページになります。  （以下、「第62回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」により説明記載省略）</p>
議 長	<p><b>【日程第2】</b>  日程第2、議案第12号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。議案の朗読を省略し直ちに内容の説明をいたしますのでご了承願います。事務局より説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい。議長。議案第12号。  1番、●●町1筆2,922平方メートルのうち1,000平方メートル。  借人、●●町●●●●。貸人、●●町●●●●。賃貸借です。  2番、●●町2筆1,829平方メートル。  借人、●●町●●●●。貸人、●●町●●●●。使用貸借です。  1番は、貸人は新規就農のために借り受けるものです。新規就農にあたり営農計画書の提出があり野菜を栽培することとなっています。  2番、借人は、独立経営の新規就農のために借り受けるものです。新規就農にあたり営農計画書の提出があり、水稻と野菜栽培をすることとなっております。  農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすものと考えられます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連し、町ごとに担当委員から現地確認結果及び補足説明を求めます。なお、同居する親子間の利用権設定については、現地確認結果の説明を省略いたします。それでは●●町担当委員からお願いします。</p>
25番委員	<p>はい、25番白金です。担当地区委員と事務局で確認して参りました。事務局の説明どおりでございました。場所は●●●●の下の方になります。何ら問題無いと確認して来ました。終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。現地確認調査の結果及び補足の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。  （「なし」の声あり）  はい、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  お諮りいたします。議案第12号は原案とおとり可とすることにご異議ございませんか。  （「異議なし」の声あり）  ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のおとり「可」と決しました。</p> <p><b>【日程第3】</b></p>

議 長	<p>日程第3、議案第13号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。議案の朗読を省略し直ちに内容の説明をいたしますのでご了承願います。事務局より説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい。議長。議案第13号。  1番、●●町1筆21平方メートル。  譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。売買です  2番、●●町1筆1.219平方メートル。  譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。売買です。  3番、●●町1筆7,118平方メートル。  譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。売買です。  4番、●●町15筆19,066平方メートル。  譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。生前一括贈与です。  5番、●●町1筆1,008平方メートル。  譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。贈与です。  1番。  譲受人は、自己の所有する農地に隣接する農地を要請し買い受けるものです。  2番3番につきまして、譲受人は規模拡大のため自己の農地に隣接する農地を要請し買い受けるものです。  4番。  譲渡人は父で、後継者である子に生前一括贈与するものです。  5番。  譲渡人は、本家であり、分家である譲受人に譲り渡すものです。  農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上でございます。よろしくお願いいたします</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して町毎に担当委員から現地確認結果及び補足説明を求めます。なお、同居する親子間の所有権移転は現地確認調査結果の説明を省略いたします。まずは、●●町担当委員からお願いします。</p>
1番委員	<p>はい、1番阿部です。19日に事務局と地区農業委員で確認に行きまして参りました。国道●●号線の●●●●の隣に隣接している土地。購入時期よりこういう現状であったと聞いてきました。現状は畑の通路として使用しているもので、何ら問題ないと確認してきました。以上です。</p>
議 長	<p>次に、●●町担当委員をお願いします。</p>
19番委員	<p>はい、19番松田です。19日でした。農業委員2名、事務局職員2名、計4名で現地を確認して参りました。ただ今、事務局から説明があったとおり何ら問題がないことを確認して参りました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、次に●●町担当委員をお願いします。</p>
21番委員	<p>はい、21番古屋敷です。19日の日に地区委員2名と事務局2名で現地を確認してまいりました。事務局説明のとおり何ら問題が無い。また、よく管理されていますので今後とも一括贈与ということで見守っていきたいと思っています。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。以上で現地確認調査結果及び補足説明を終了し、質疑に入ります。質疑ありませんか。  (「なし」の声あり)  質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか  (「異議なし」の声)</p>

	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第4】</p> <p>議長 日程第4、議案第14号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを上程いたします。なお、同一条件での再設定をした案件については、説明を省略いたします。事務局に説明をいたさせます。</p> <p>副主幹兼農業振興係長 はい、議長。それでは議案第14号について説明いたします。ページは7ページになります。利用権設定各筆明細ということで新規の案件は2番になります。 利用権の設定を受ける者、●●町、●●●●。利用権を設定する者、●●町、●●●●。土地の所在は、●●町●●、田んぼ全部で4筆、面積は8,492平方メートル5年間新規で賃貸借権設定となります。 その他、更新につきましては、何ら問題ないということで受付をしました。</p> <p>議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり「可」と決しました。ここで暫時休憩いたします。</p> <p>議長 会議を再開します。</p> <p>【日程第5】</p> <p>議長 日程第5、議案第15号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>農地係長 はい、議長。議案第15号。 1番、●●町1筆455平方メートルでございます。 申請人。●●町、●●●●。本申請につきましては、市内に住む長男と同居するため現在の住居住宅では狭小であるため一般住宅1棟を建築するものでございます。 申請地は、都市計画区域内の用途区域内の農地であるため第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は許可しうることから転用に問題はないものと考えております。住宅につきましては居宅79.5平方メートル、駐車スペース71平方メートル、敷地と花壇を整備する庭となっておりますが304.5平方メートルでございます。以上よろしくお願いたします。</p> <p>議長 だいたい説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。 ●●町担当委員お願いします。</p> <p>29番委員 はい、29番菊池でございます。19日農業委員2名と事務局2名で確認をいたしました。場所は■■■■から■■■■に行く道路の中間地点で周りは全て住宅街ということで、農地に対する影響は何もない。そのほか地域には、下水道、上水道が完備されていますので何ら問題が無いことを確認いたしました。以上です</p> <p>議長 はい、ありがとうございます。現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ありませんか。 (「なし。」の声あり) はい、それでは質疑なし認め、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
--	---

議長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第6】  日程第6、議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。議案第16号。  1番、●●町1筆台帳は207平方メートル。仮換地指定がございまして、198平方メートルの現況でございます。  譲受人。●●町●●●●●。譲渡人。●●市、●●●●●。一般個人住宅の売買です。  2番、●●町1筆413平方メートル。  借り人。●●町、●●●●●。貸し人。●●町、●●●●●。一般個人住宅の使用貸借です。  3番、●●町1筆11平方メートル。  譲受人。●●町、●●●●●。譲渡人。●●町、●●●●●。宅地拡張の贈与です。  4番、●●町1筆1,974平方メートル。  借り人。●●町、●●●●●。貸し人。●●町、●●●●●。  仮設資材置き場の一時転用の賃貸借です。  5番、●●町1筆301平方メートル。  借り人。●●町、●●●●●。貸し人。●●町、●●●●●。農家住宅の使用貸借です。  6番、●●町2筆15,118平方メートル。  譲受人。●●市、●●●●●。譲渡人。●●町、●●●●●。太陽光発電所建築の売買です。  7番、●●町1筆230平方メートル。  譲受人。●●町、●●●●●。譲渡人。●●町、●●●●●。農家住宅の贈与です。  8番、●●町12筆8,941平方メートル。  借り人。●●町、●●●●●。貸し人。●●町、●●●●●。砂利採取の一時転用の賃貸借です。  1番。  譲受人は、■■■■■として働いており、勤務地付近に一般住宅を建築するものです。生活雑排水は、公共下水道に接続、雨水排水は道路側溝へ排水するものです。申請地は都市計画区域内の用途区域内の農地であるため第3種農地と判断しました。第3種農地は転用し得ることから、転用に問題ないものと考えます。  2番。  譲受人は、子供の成長により現在の居宅が狭小となったため、独立し生活するため、一般住宅を建築するものです。生活雑排水は、浄化槽で処理。雨水排水は自然浸透することとなっています。申請地は、特定土地改良事業等を実施していない農地であり第2種農地と判断いたしました。第2種農地は、原則不許可ですが申請に係る土地の代替性がないことから、転用に問題はないと判断いたしました。  3番。  譲受人は、自己の宅地に擁壁を設置するため調査したところ宅地内に農地があることが判明したため、要請し譲り受けるものです。申請地は、都市計画区域内の用途区域内の農地であるため第3種農地と判断いたしました。第3種農地は転用し得ることから、転用に問題はないものと考えます。  4番。  借受人は、■■■■■工事に伴う資材、重機置き場に使用するため、一次転用するものです。申請地は、農振農用地区域内の農地で原則不許可ですが、3年以内の一時的な使用であり、事業終了後速やかに現状回復が見込まれることから、転用に問題ないと判断いたしました。  5番。  借受人は、現住宅が老朽化したため既存宅地と合わせて農家住宅を建築するものです。生活雑排水は、浄化槽で処理し雨水排水は自然浸透することとなっております。申請地は、特定土地改良事業等を実施していない農地であり、第2種農地と判断いたしま</p>

した。第2種農地は、原則不許可ですが申請に係る代替性がないことから転用に問題はないと判断いたしました。

6番。

譲受人は、再生可能エネルギー創出による地区環境への貢献のため太陽光発電所を建設しようとするものです。送電線が隣接しており、東北電力との連系制限有無確認では最大受電電力に対する連系なしの結果を受けており、許可が出るというものでございます。経済産業大臣から平成●年●月●日付けで再生可能エネルギー発電設備を■■太陽光発電所として計画認定を受けております。申請地は、特定土地改良事業等を実施していない山林、河川、■■■■に囲まれた5ヘクタールの農地であり、第2種農地と判断いたしました。第2種農地は、原則不許可ですが申請に係る土地の代替性がないことから、転用に問題はないと判断いたしました。

7番。

譲受人は、独立生計のため現住宅の隣接地に新たに農家住宅を建築するものです。申請地は、特定土地改良事業等を実施していない農地であり第2種農地と判断いたしました。第2種農地は、原則不許可ですが農業後継者として農業従事者の利便性及び将来両親の面倒をみるため、申請に係る土地の代替性がないことから、転用に問題はないと判断いたしました。

8番。

借受人は、砂利採取のため一時転用するものです。申請地は、農振農用地区域内の農地で、原則不許可ですが3年以内の一時的な使用であり、事業終了後速やかに現状回復が見込まれることから、転用に問題はないと判断いたしました。

以上よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して町ごとに担当委員から現地確認経過および補足説明を求めます。まずは●●町担当委員からお願いします。

29番委員

29番菊池でございます。1番と2番について説明いたします。19日、農業委員2名と事務局2名で確認いたしました。1番につきましては、場所につきましては●●●●の隣でございます。周囲は住宅のみということで農地はございません。農地に与える影響は何もないということと、それから下水道、上水道完備されておまして、何ら問題はないというように確認いたしました。

2番につきましては、場所につきましては●●の東側、覚えてる方は●●●●の隣のあたりと思って頂ければいいですが、すぐ後ろは山でございます。孫の住宅を建てるといことから申請が出てきていますが、ここは、上水道は通っておりますが下水道は通っていないために浄化槽を設置するということを確認いたしましたので、何ら問題ないものというように確認いたしました。以上です。

議長

次ぎに、●●町担当委員お願いいたします。

25番委員

はい、25番白金です。19日に地区担当委員4名と事務局2名で現地確認をしてきました。場所は、●●●●の近くで事務局の説明のとおり何ら問題ないことを確認しました。終わります。

議長

はい、次ぎに●●町担当委員。

14番委員

はい、14番。菊池です。19日に現地委員2名、事務局2名計4名で確認をしてまいりました。まず、4番の案件ですけれども■■■の■■■■から■■■■の方に戻ったところのバイパス沿いの農地であります。これについては、一時転用でありますので特に問題ないことを確認いたしました。

5番ですけれども、■■■■の裏手の住宅地です。自分の宅地以外に一部畑の分が、かかると言うことでその部分の転用となっております。周辺の農地に何ら問題ないことを確認して参りました。

6番の案件ですけれども、■■■にあります■■■■からさらに奥に進んだところにな



	<p>ります。場所的には、■■■■とその奥の山に囲まれた農地になっております。周りに接している農地との連坦での作物の作付けとかそのようなことはなくて何らこれが太陽光パネルを設置しての問題ということは、特に考えられなかったもので、特に問題ないと確認してまいりました。</p> <p>7番の案件ですけれども、■■の●●地区になります。●●地区の■■■■から山手の方にあがっていった土地になります。一部いまある小屋を壊してさらに新築するということになっております。周りは、道路と自分の農地が接しているだけで特に問題ないことを確認して参りました。以上です。</p>
議長	はい、次に●●町担当委員をお願いします。
26番委員	何ら周辺には異常がありませんでした。
議長	はい、どうもありがとうございました。以上で現地確認調査結果及び補足の説明を終了し質疑に入ります。質疑ありませんか。
13番委員	はい、13番綱木です。質問にはなりませんけれども、教えてほしいです。一般個人住宅で自然浸透という説明がありましたが、岩手県は自然浸透を認めているのでしょうか確認です。これはなぜ質問したかという、いまから8年位前に自分の家をつくる時に自然浸透は岩手県ではやっていない。青森県は許可しているのだけれども、岩手県の保健所は許可していない。土側溝若しくは、流れ水まで持って行きなさい。という工事施工の指導がありましたので、いま自然浸透が認められているのかと岩手県が認められているのか確認です。
議長	はい、事務局。
農地係長	はい。お答えをいたします。大変申し訳ございませんが、建築基準法に係る部分とかたちになるか思いますけれども、現状でお答えが出来ない状態でございますのでその部分は確認をして計画の方をさらに確認をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。次回の時には、その部分間違えのないようにお答えをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	綱木委員よろしいですか。
13番委員	はい。
議長	他にございませんか。
20番委員	はい、20番。6番の案件ですけれども、いま国でいろいろ進めていますね。自然エネルギーの関係、広大な荒廃地などこれから懸念される状況下にあるわけですけれども、仮にこういった業者なり、施設を進めるというか、推進するというか、そういったかたちで入ったときに荒廃地の解消とか、農地たとえば草地とか畑とか、どうしても荒れてくるといようなときに、こういった導入を積極的に進めるとか、そういったことがこれから施策として要求されてくるのではと感じがするけれども、この辺は当農業委員会ではどのような対応、考えを持ちながら進めていくのかお聞きしたいと思います。
事務局長	はい、議長。政策の部分とも関わりますので、私方からお答えしたいと思います。その太陽光パネルを含めまして再生可能エネルギーにつきましては、いま市の方でも積極的にパネル設置を含めまして木質バイオマス等含めまして再生可能エネルギー施策について推進をしまして、市長部局の方で計画を策定作業中のことでございます。今回の農地法第5条の許可申請につきましては、現地等を確認して妥当であるということで、今回の議案上程となりましたけれども、ほかにもこのような案件が出てくる場合は、当然法律等の規制も、かみ踏まえながら現地を確認していきたいと思っております。委員がおつ

	<p>しゃつたとおり、市と連携をとりながら進めてまいればと考えているところでございます。</p>
20番委員	再確認ですけれども。
議長	はい。
20番委員	市としては、こういった施設を進めていくということで、解釈して結構ですね。
議長	はい。
事務局長	はい。まだはっきりとしたことは言えませんが、再生利用可能エネルギーの促進というかたちで、いま市の方ではプランの検討をしているところでございます。内容については、まだ具体的にはなっておりませんが、そのようなかたちで進めているところでございます。
議長	よろしいですか。
20番委員	はい。
議長	他にございませんか。 （「なし」の声あり） それではここで質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第7】 日程第7、議案第17号農地転用事業計画変更申請に対する意見決定を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	はい、議長。11ページでございます。議案第17号。 1番。 申請人。●●町、●●●●。●●町1筆、673平方メートルでございます。許可の変更理由でございますが、家業後継者の住宅を建築する計画でございましたが、婚姻により県外に居住したため建築の必要がなくなったものです。近隣住人からの貸し駐車場の要請を受け、貸し駐車場として利用しようとするものでございます。事業計画は、住宅1棟、車庫兼物置1棟の建築でございましたものを駐車場17台分と変更しようとするものでございます。許可につきましては、昭和●年●月●日というかたちになってございます。
	2番。 申請人。●●町、●●●●。●●町1筆、205平方メートル。承継者。●●町、●●●● ●●でございます。許可の変更理由でございますが、事業者は、子の住宅を建築する予定でございましたが、子が亡くなり建築する必要がなくなったことでございます。承継者につきましては、隣接する土地に居住し、事業を行っている者で駐車場がなく日常的に不便であったため譲り受け、駐車場として利用するものでございます。
議長	以上でございます。よろしくご審議をお願いします。
議長	説明が終わりました。ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認結果及び補足の説明求めます。
29番委員	29番、菊池でございます。1番についてご説明いたします。場所につきましては、●●●●を●●の方に向かって行って、●●●●に行く道路からだいたい30メートルのと

	<p>ころ。●●●●の真後ろになるようでございますが、当初、後継者の家を建てるということで、30年前に申請して許可になっていたものが県外に居なくなったということから計画変更ということで、当初の住宅を建てるという予定だったというふしは、コンクリートで基礎をつくって盛り土をしていた土地でございましたが、利用しなくなったということから駐車場に変更ということで17台分ということの申請で、ここには農地が周囲にございません。計画変更で確認できるのかなということでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい、次ぎに●●町担当委員をお願いします。</p>
18番委員	<p>18番。太田代です。2番はですね。住宅を建てるということで、最初はいたのですけれども、長男が亡くなりました。隣の●●●●さんは、●●の●●●●でして今までも多少駐車場として借りてきたという事実があるようです。すぐ隣ということで、場所的にもいいということでありまして現状を見たならば、使い道としていいと確認していただきました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。現地確認調査結果及び補足説明を終了し、質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
10番委員	<p>はい、10番佐々木恵美子です。1番の件についてですけれども、地域の要望で駐車場という話なのですが、駐車台数17台ということで、実際にどういう方からの駐車場になるのでしょうか。</p>
29番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、担当委員の方から。</p>
29番委員	<p>はい。地域は全くの住宅の密集地なのですよ。アパート等もありまして、入っている方の駐車場がないということ。地域から何とかしてしてくれないかということで、出た案件でございます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
10番委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他には、よろしいですか。  （「はい」という声あり）  それでは、ないようですので質疑を終結いたします。  お諮りいたします。  議案第17号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。  （「異議なし」の声あり）  ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第8】  日程第8、議案第18号遠野振興地域整備計画変更案に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。議案第18号農振農用地区域からの除外の件でございます。農業振興地域整備計画の見直しは、おおむね5年ごとに行われますが、経済事情の変化その他情勢の推移により定期見直しまで待つことのできない緊急性、必要性があると認められる場合に限り、随時変更見直しを行うことができることとなっております。  この手続きにあたっては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会などの関係機関に、計画変更案に対する意見照会を行い変更</p>

計画案について意見を求めることと定められてございます。

この度、平成26年5月12日付けで、遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案の意見聴取があったので、変更計画案について農地専門委員会で協議し、協議の結果につきましては、委員長からご報告があったとおりでございます。今回、農用地区域からの除外は1件でございます。

1番。

事業計画者。●●町、●●●●。土地の所在につきましては、●●町1筆698平方メートルでございます。所有者については、●●●●でございます。事業計画者の長男が年内に結婚を予定しており、現在の住宅は老朽化が進み部屋数も少なく、十分な広さが確保できないことから自宅周辺に新たに農家住宅を建築しようとするものです。長男は、農業後継者で今年から就農し、今後規模拡大も検討しているということでございました。生活基盤を安定し農作業従事に支障のない環境を早急に整備する必要があるために農用地区域からの除外を申請されたものでございます。農用地区域から除外された後につきましては、第1種農地であり農地転用は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可できるものと判断いたしてございます。以上、農用地区域からの除外1件、698平方メートルでございます。なお、この件につきましては別冊で市長からの意見聴取についての文書、それから現状、位置図等の資料をつけてございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 はい、本案につきましては農地専門委員会で検討を頂き、先ほど農地専門委員長の報告があったとのことであります。直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

27番委員 はい、27番。先ほど農地専門委員長からの報告で了解はしたのだけれども、この議案を見ますと、意見は異議なしというかたちものは、専門委員会としての異議なしと捉えるのか。それとも、この総会の場での異議なしと捉えるのか確認をさせていただきます。

議長 はい、農地専門委員会で検討した分を、総会で諮られましたので、総会の中でそれを認めると言う意味と思います。

農地係長 はい。補足のかたちで説明をさせていただきます。農地専門委員会の開催を頂きまして、こちらの方で検討を頂き協議結果といたしまして、妥当性があるという委員長からの報告をして頂きました。検討結果をもとに農業委員会として異議があるか、ないかという市長への回答を求められる部分があったので、農業委員会としては異議がないという部分を総会で決定をして頂きたいということでご提案させていただいているものですので、よろしく願いいたします。

議長 納得ですか。いいですか。

27番委員 はい。

議長 はい、他に質疑ありませんか。  
（「なし。」の声）

はい、それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

ご異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり「可」と決しました。

#### 【日程第9】

議長 日程第9、議案第19号、平成25年度遠野市農業委員会業務報告書についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。

事務局長 はい、議長。議案第19号、平成25年度遠野市農業委員会業務報告書につきまして、説明のうえ提案いたしたいと思っております。提案内容につきましては、別冊でお渡ししてい

	<p>まず業務報告書案をご覧になって頂ければと思います。平成25年度が終了いたしましたので、農業委員会としての業務内容がまとまりましたので、業務報告書としてご提案をするところがございます。(別紙資料説明により、記載省略)</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局に説明を頂きました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  (「なし」の声あり)  よろしいですか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。議案第19号は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)  はい、異議なしと認めます。よって、議案第19号は議案のとおりと決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>【その他】  それではその他に入ります。委員の皆様から意見、ご提案等ございませんか。  はい。どうぞ。</p>
<p>24番委員</p>	<p>はい。24番、森川です。その他ということで、先ほど君崎さんのから質問がありました●●●●の件ですけれども、緊急性が伴うということで農地専門委員会の方々が集まって、現地を確認したということで、ここの総会の場で議決をするとその場合に見なかった方もおられるのですが、その方の意見に何かないかと問われても現地も見えていないで、どうなんだろうかと私たち行っても疑問に思うことがあった。緊急ということで、農地専門委員会の方が認めてものはこの場では皆さんは了承して頂くという考えの中にたってやるのでしたら、皆さんが統一した意見であれば、認識のもとであればいいのですけれども、たぶんそのことについて君崎さんは、質問したのではないかなど、思われるところが私自身も聞いていてそう思ったひとりなので、緊急という言葉であるからそれはそれで片付けてよいが、これはどう解釈してよいか今後課題があると思う。皆さんと同じ意見でこれを対処していかねばならないのではないかな。ましてや委員が変わってくるたび毎にどうなるのだろうかと思われることがあるので、こちら辺を先輩の方々たくさん居ますので、これはこういう形で動いているのだというかたちの何かを示して頂ければ、皆さん安心して対処出来るのではないかなと思うところですので、その辺わかっている方がいらしたならば教えて頂けたらばと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、いま森川委員の方からこれについて皆さんからお話を聞きたいという部分のお話がありました。これについて、皆さん何か感じていることありませんか。</p>
<p>14番委員</p>	<p>はい。14番菊池です。農地専門委員会の中でも、現地確認をしていますので十分な資料は添付されてありますが、その辺の報告などもこの場で専門委員会の方からあった方が現地を見ていない委員さんにはわかりやすいのではないかなと思いますので、是非現地確認の報告を入れた方がいいのではないかなと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、他には。それに関しては、運営委員会の方でこれをもんでそれで決定をしまして、農地専門委員長に意見等を入れながら揉んでみますので、ご了承いただきたい。  はい、他にはありませんか。</p>
<p>6番委員</p>	<p>はい。農業委員会に関する法律、第19条は部会の設置及び構成ということが記載してありますし、第22条では部会の議決をもって当委員会の決定とするという法律でございますが、遠野市の農業委員会は農地専門委員会と農政専門委員会というものを条例化して、委員会として設置しているわけです。ですから、この農地専門委員会及び農政専門委員会の役割、審議内容は何なのか、そういったものを確認し、さらに農業委員会等に関する法律との整合性を踏まえて対応をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>はい。今回、農振地域の計画の変更案に対する意見決定の部分でご質問がございましたけれども、確かに農地専門委員以外の方は現状を見ていないと、それについては菊池</p>

	<p>正明委員さんからご意見がございました。それにもとづき、現状報告等農地確認の内容の報告を総会の場で頂くかたちで先ほど議長も話をしたとおりに、運営委員会の方で協議をしたいと考えます。菊池次男委員さんおっしゃりましたその件につきましても、運営委員会等で確認をしながら進めていきたいと思っております。</p>
議長	<p>はい、よろしいですか。他にその他ありませんか。</p>
27番委員	<p>27番。総会の開会から途中の議事進行から考えた場合、会長が職務代理に代わって、議事進行しているわけですがけれども、結局、会長は何もないままこうやっているわけですがけれども、そこには皆さん対して何かあるべきではないかと、私は思うんですけども常識として勝手に来て、勝手に進行して勝手に帰るものではないと私は考えますので、会長はどう考えるのか確認をさせていただきます。</p>
議長	<p>はい。まったく、そのとおりです。その他の部分で最後に皆さんにその内容をお話したいなと思っていました。前後したことを大変申し訳なく思っています。私事なので、最後に部分でお話をしたいなと思っていました。かわる時点で話そうかと思いましたがけれども、議事進行中であつたものですからそのまま進めさせて頂きました。不手際の点、お詫び申し上げます。皆さんの方からその他なければ、私の方から。はい、どうぞ。</p>
12番委員	<p>はい。12番の多田です。私、農業委員になってから日が浅いわけですがけれども、いま国では農業委員の数を減らすとか解体等という言葉はまだ出てこないですがけれども、新聞等で見るとかなり不要論と言いますかそういう部分が示されてきている様な状況下でございまして。それで、当遠野市農業委員会は国の流れるままで見えていくのが、何か行動を起こすとかお聞きしたい。以上です。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p>
議長	<p>再開します。30番濱田委員から途中退席の申し出がありましたので、これを許可いたしました。それでは、会長大会の件も含めまして私の方からお話をさせていただきます。まずは、その前に今日の出先に不時の出来事がありまして、どうしても時間に間に合わせることが出来ませんでした。この件に関しては、心からお詫び申し上げ謝罪を申し上げます。申し訳ございませんでした。総会を乱してしましまして大変心苦しく思っております。お詫び申し上げます。それでは、座ってお話しさせていただきます。いま質問出ました。国ではいま新聞等でも騒いでいますけれども、まずは農業委員会の改革をするということをしきりに言っております。先日も会長大会がございまして、盛岡の方に行って参りました。そのことが、全面に出た会議だったわけですがけれども国では全国農業会議所、地方の農業会議、これを廃止するのだという考えでいることは皆さんご存じだと思います。こういった地方の農業委員会だけは存続させるということの様でした。それも公選制を廃止するというお話が出ていました。学識経験者或いは、農業者ではなくても普通の商業者でもあり、工業者という方も農業委員にというような話もあるようです。我々から出た話では、ともかく農業は卓上の理論ではなかなか思ったようにはいかないし、事情が違うのだと、農業を経験してこの地においてその事情を知った人がそういう役になるべきではと農業委員会では言っているわけですがけれども、そういった部分がまだ決定しているわけではないが、あまり考えずに国の方では進めるということなのですが、我々農業委員会として今の段階として中間管理事業関連において特に農業委員会の業務として規定された事項については、農業委員会と事務局が再確認のうえ、漏れない取組をしていこうと定められたことをきちんとやっけていこうではないか言うような話で、今後これから例えば、この間の会議の中では国がやることに対して、与えられたことはきちんとやっけていこうと言うことに尽きました。それからこの中で話されたことは、地域農業マスタープランは農地中間管理事業を実施するベースになるものであるもので、これについては早期に見直しやその実践に対して積極的に参画し支援をしていかなければならないことが会長の方から話がありましたし、農地の日の活動については特に</p>

	<p>も農業委員会が出来まして60年の節目の年でもあるから各農業委員会も創意工夫をして実りあるものになるよう協力をお願いしたい。ということで昨年も農地に日には様々な各地で事業をやったわけですけども、遠野市農業委員会においても今年も7月15日にはそれなりの内容を挙げて皆さんで大いに盛りあげてやらなければならないと思っていますところがございます。最後に農業者年金については、年々加入者が少なくなってきました。これについては、全員一丸となって常に前向きに努力をして参りたいと話がありました。</p> <p>遠野市農業委員会としてどうしていくのかということに対しては、岩手県農業会議の指導の下、或いは我が農業委員会で創意工夫をしてやれることは大いに前向きにやって参りたいと考えているところです。</p>
26番委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
26番委員	結局、今の話を聞いているとやるのか、やらないのかどうということか。
議長	どの部分ですか。
26番委員	質問者は、国のいうままでいくのか。遠野市農業委員会では何かの創意工夫で何らかのアクションを起こすのかという質問であったと思う。
議長	その件はですね、今のところ特に遠野市農業委員会としてのアクションは今のところ考えていません。ただ先ほども触れましたけれども、岩手県農業会議或いは全国農業会議所では常に国に対して要望なり要請なり今度の27日にはその件に関して各県選出議員のところに行って要請をやって参りますので、常にそういう活動はっております。
26番委員	質問者はそうではないと思う。県は県、国は国でそれでいいと思うが、遠野市自体でそれはどうなのかということと思う。
議長	その件に関しては、今のところは遠野市独自でこういうことをやるといことは、運営委員会ではまだそういった議論をしておりませんし、そういったことをこれから考えていかなければならないというご意見もあり、我々としては今後どうやっていけばいいのかということ運営委員会の中で議論していきたいと思っています。具体的にこれをこうしましょうというのは、今は持っていません。
26委員	古い話だけれども、改革、常に改革しないと世の中こういう風になってくる。我々も議会推選を女性委員にした。これは改革して頂きたいと、遠野の農業全体を改革して頂きたいという思いからだったが、今振り返ってみると顔ぶれも同じようだけれども何らあの当時から進捗がないのではないかと。ひとりひとり農業人として行動がなっていないのか。だから遠野に住み着く人、Uターンする人がいない。遠野において、農業を基本としたものの考え方、我々農業委員が何をやったよいか、どうしたらよいか会長が考えていないのではないかと。
事務局長	先程来、会長が申し上げているのは今回の規制改革会議で出されたもの、6月末にはそのプランに国のプランへどのように跳ね返ってくるかという部分でございますけれども、それに向けて国の要望事項ですので、農業会議と連携を組ながら、岩手県内の各農業委員会と連携を取りながらそのようなかたちで進めていくという部分でございます。遠野市の具体的な部分につきましては、まだこれからどういう風な部分については運営委員会等で十分協議しながら進めていく予定にしておりますので県、農業会議と連携をしながら、この要望等、要請等については当面は全て従っていきたく思います。

2 番 委 員	はい、会長の考えていることなの。局長述べたもの。会長答えるべきものを局長が答えている。
15 番 委 員	はい。
議 長	はい。
15 番 委 員	15番。この問題は大きな問題である。運営委員会では是非協議して頂きたい。
議 長	いずれ局長も申しましたけれども、こういうことについては、委員の皆さん個々に思いは持っております。ですから農業会議と連携を取りながら我々もそれで右習いというかたちで行きたいと思っておりますので、ご了承をお願いしたい。とろしいですか。 （「はい」の声あり）
議 長	他にございませんか。はい、どうぞ。
14 番 委 員	14番、菊池です。前回の会議の中で、この書類の中で敷地という言葉の表記について質問が出ていたと思いますが、その回答を頂きたい。
農 地 係 長	はい。前回の各議案の中身において敷地という表記を使わせて頂いている部分がありました。今回の議案の中にも庭、花壇等の庭に整備する若しくは駐車場として使用すると利用用途がはっきりする面積についてはその表記をそれぞれ個別にさせて頂きました。通路になるのか単純に一般的な遊び場等に使用する部分については用途の決定が出来なかったのが敷地というかたちで残させて頂いています。用途の確認をしていきながらわかる範囲内になりますけれども可能な限り用途の面積の表示をしていきたいということで、ご了承をお願いしたいと思います。
議 長	暫時休憩します。
議 長	会議を再開します。よろしいですか。
14 番 委 員	一般経済活動の中で、敷地と表記されるのは建物まで含み表記されると辞書には載っている。法律で建築法とか別な法律で敷地という部分を限られてあって敷地と表記するならばわかる。余っている部分を敷地という表記であったので違和感をもって文書を見たと思う。一般の人たちが使っている認識とずれているから、前回質問されたと思う。今回の回答でいきますと一般の人たちの考えと違った見識のまま表記は残したいというような意見であったので、そのまま残していいものなのかどうか、また運営委員会の方で判断して頂きたい。
農 地 係 長	はい、議長。更に法的な部分での土地の表記、それから区分につきましては更に詳しく勉強させて頂いて、わかりやすい内容というかたちが一番良いと思います。法的に表示の部分ということで、もう一度改めて検討させて頂きたいと思います。
議 長	よろしいですか。 （「なし」の声あり） 他にございませんか。 （「なし」の声あり） 綱木委員の方から途中退席の申し出がありましたので、これを許可します。ご退席ください。 その他でございますが、他はよろしいですか。 （「はい」の声あり） はい、それでは事務局からございませんか。



<p>次 長</p>	<p>はい、議長。お手元の資料に農地中間管理事業に係る工程表というものと農地の集積利用という冊子が渡っていると思いますが、このことについて、ご説明いたします。工程表につきましては、5月1日に岩手県と岩手県農業公社、農地中間管理機構に指定を受けたところですが、こちらの方から説明がございました。その中で示されたスケジュール案ということでのものがございますが、今日現在ではまだ委託契約がなされていない、若干このスケジュールの5月中のものについては、6月にずれ込んでいる現実でございます。契約につきましては、6月上旬ということを知っておりますので今後のスケジュール等詳細につきましては、次回の総会の機会を捉えまして、説明をいたしたいと思っております。また、農業会議の方から農業委員さんに図で見るといふかたちでの農地集積、利用についての冊子が送られておりますので、参考までに見て頂ければと思います。</p>
<p>議長</p> <p>副主幹兼農業振興係長</p>	<p>はい。</p> <p>はい。事務連絡のお願いでございます。活動記録カード、まだお出しになっていない方、3月分まだ出していない方がいらっしゃる。総括表の提出もお願いいたします。互助会費につきましては、お願いしておりました。会議が終わりましたらば、お願いいたします。農業者年金の現況届、例年ございますが現況届は5月26日、今日から基金の方で随時発送していくことにおりますので、やり方は例年と同じです。何か問い合わせがあったときには、よろしく対応方、農業委員さんお願いいたします。</p>
<p>次 長</p> <p>議長</p>	<p>農地専門委員会の方々に専門委員会の時にお渡しして見て頂いている、農業振興地域制度あらましというものを農地専門委員の方々から農政専門委員の方にも見て頂きたいということで今日お渡ししてございますので、ご参考までによりしくお願いいたします。</p> <p>【閉会】</p> <p>はい、それではその他の方も出たようですので、活動記録カードを出していない方、25年度の総括表を是非出して頂きたい。今月中によりしくお願いします。それでは以上をもちまして第62回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>(午前11時10分 閉会)</p> <p>署 名</p> <p>遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成26年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 27 番 _____</p> <p>同 28 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>

--	--